告 示

埼玉県監査委員告示第六号

の規定により、次のとおり告示する。 定する包括外部監査人土屋文実男の監査の事務を補助する者について、同条第二項 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項に規

平成二十八年五月二十日

埼玉県監査委員 寺 Щ 二正文

埼玉県監査委員 佐 木 野 勝

埼玉県監査委員 鈴 聖

埼玉県監査委員 諸 井 真 英

芳原 勝伸	森山謙一	中澤仁之	長内 温子 + 埼	小川 千恵子 北 千 埼	青山 裕之 地 埼	氏 名 名
大久保三百六十六番地三埼玉県入間郡毛呂山町西	一―五〇二 番三十三号 埼玉県さいたま市南区別	目四番三十八号埼玉県深谷市稲荷町二丁	十九番九号	四号室北戸田リアルフォート九〇千二百四十二番地 GBG特玉県戸田市大字新曽二	一号 地三丁目十四番三―九〇 埼玉県さいたま市浦和区前	補助する者の住所
平成二十九年三月三十一日平成二十八年五月二十日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年五月二十日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年五月二十日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年五月二十日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年五月二十日~	平成二十九年三月三十一日平成二十八年五月二十日~	補助できる期間